

コンビニエンスストアのマルチコピー機による 証明書の交付(コンビニ交付)

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアの店舗内にあるマルチコピー機で、住民票の写し・印鑑登録証明書・所得証明書が取得できます。

☆マイナンバーカードが必要

利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードが必要です。

☆簡単な画面操作で取得

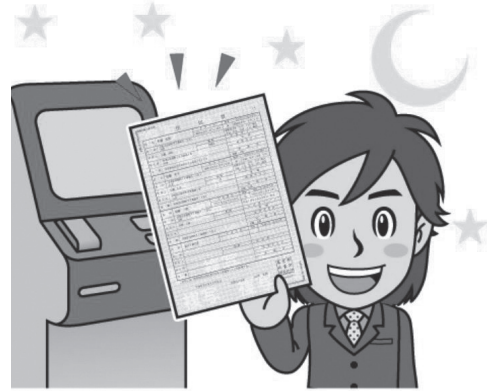
マイナンバーカードの受け取り時に設定していただく4桁の暗証番号を入力していただきます。

☆取得できる証明書

- 1.住民票の写し
- 2.印鑑登録証明書
 - ※印鑑登録をしていて、その記録をマイナンバーカードに移している方に限ります。
- 3.所得証明書

☆取得できない証明書

- ・マイナンバーや住民票コードが記載された住民票の写し
- ・転出や死亡された方の除票の写し
- ・現年度(平成28年度)以外の所得証明書
 - ※戸籍等の証明書も取得できませんのでご了承ください。



☆利用上の注意

2人以上の世帯の世帯全員の住民票の写しなどの1部が複数枚にわたる証明書の場合、ホチキス留めがされません。ページ番号と固有番号が印刷されますので、確認のうえ取り忘れにご注意ください。

☆利用時間

平日休日問わず午前6時30分から午後11時まで。
 ※毎年12月29日～翌年1月3日はご利用できません。
 ※サーバメンテナンス等の保守点検のため、利用できない場合があります。



☆利用できる店舗

全国のセブン-イレブン・ローソン・サークルKサンクス・ファミリーマートの各店舗。
 ※マルチコピー機を設置していない店舗ではご利用できません。

☆証明書発行手数料

全て1部200円となります。

▶問い合わせ先＝住民生活課 総合窓口係 ☎(56) 9125

くらしと電気の総合プランナー



TEL 0285-53-6130(代) FAX 0285-53-2865
 〒329-0524 栃木県河内郡上三川町多功1776



Intertek
 ISO9001:2015 認証取得

マナーを守って、人と犬、お互いが暮らしやすいまちをつくりましょう。

★放し飼いはやめましょう

必ず首輪をつけてつないでおき、散歩の際もリード・引き綱をつけて放さないようにしましょう。

★フンの後始末は必ずしましょう

散歩中のフンは飼主が必ず持ち帰りましょう。おしっこも、よその家の玄関先や塀、庭などにさせないようにしましょう。

★鳴き声で迷惑をかけないようにしましょう

犬の無駄吠えは近所の迷惑となります。根気よくしつけましょう。

★不妊・去勢手術をしましょう

犬を捨てる行為は犯罪です。飼う場合は、最後まで責任をもって飼いましょう。繁殖させたくない場合は不妊・去勢手術をおすすめします。

★無責任なエサやりの禁止

飼い犬以外にむやみにエサやりをすると、不幸な命が増える原因となります。飼わない場合は、安易にエサを与えないでください。

▼問い合わせ先

住民生活課 生活環境係

☎ 9131

栃木県動物愛護指導センター

☎ 028(684)5458



上三川の自然災害

第五話 田川決壊(茂木水害)

1986年(昭和61年)8月4日、台風10号の影響による大雨が、県内各地で降りました。

昼間から降り続く強い雨は夜になっても降りやまず、朝までには200mmを超える見込みとなり、栃木県は午後8時30分に「大雨・洪水警報」を出しました。

この時、県内の河川はいずれも水かさを増していました。山に囲まれた茂木町の状況は深刻でした。町の中を流れる逆川で185cmの警戒水位を突破、あふれた水が徐々に町を浸し始めました。夜半に増水した水は家々を襲い始めましたが、人々は戸締りをして水の浸入を防げると考え、戸の隙間にタオルを詰めていたそうです。しかし、ある一定の水位を超えた時、水は戸を破り屋内へ、そして家財を押し流していきましました。この時、

冷蔵庫すら浮いたといわれます。これが、今から30年前におこった、いわゆる「茂木水害」です。

この台風による降雨は上三川にも多くの被害をもたらし、特に大きな被害としては田川の堤防の決壊がありました。ただ、今では堤防もすっかりきれいになり、あの恐怖を伝えるものを見つけないのは難しくなりました。しかし、茂木町の街中を歩くと、電柱に当時の水位の表示があります。被害の記憶をとどめ、伝える。それは、次の災害に備えるために必要なことなのかもしれません。



広報かみのかわ昭和61年9月号
当時の台風の被害を伝えています